

高根沢町告示第79号

高根沢町事業所向け脱炭素化普及促進補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

高根沢町長 神 林 秀 治

高根沢町事業所向け脱炭素化普及促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、脱炭素社会の実現を目指すことを目的とし、町内の中小企業等における脱炭素化を推進するため、予算の範囲内で高根沢町事業所向け脱炭素化普及促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、高根沢町補助金等交付規則（平成21年高根沢町規則第1号）及び高根沢町補助金等の交付に関する規程（平成21年高根沢町訓令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、個人事業主、社会福祉法人又は特定非営利活動法人等であって、町内に事業所があるものをいう。
- (2) 事業所 中小企業等が事業を営む目的で、町内に所在する本店、支店又は営業所等（個人が住居として居住する部分との併用するものを含む。）をいう。
- (3) LED照明 光源に発光ダイオードを使用した照明器具をいう。

(4) 省エネ診断 省エネルギー対策に関する専門的知識を有する者が事業所におけるエネルギーの使用状況、設備の運転状況等を調査するとともに、当該調査結果に基づき省エネルギー対策を提案するものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 省エネ診断実施事業
- (2) 事業所内照明LED化事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、中小企業等であって次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 町税等の滞納がないこと。
- (2) 高根沢町暴力団排除条例（平成24年高根沢町条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助対象経費、補助対象要件及び補助額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の交付の対象となる要件（以下「補助対象要件」という。）及び補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、町長が別に定める日までに、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 様式第1号
- (2) 様式第2号
- (3) 申請に係る補助対象事業に応じ、別表第2の提出書類欄に定める書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出方法は、持参又は郵送（書留その他の配達記録が確認できるものに限る。）とする。

3 補助金の交付申請は、同一年度において、補助対象事業1つにつき、1回まで行うことができるものとする。

(交付の決定及び条件等)

第7条 町長は、前条第1項の規定により提出された書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、補助金の交付申請をした者に対し、補助金の交付の決定をしたときは様式第4号により、不交付の決定をしたときは様式第5号により通知するものとする。

3 補助金の交付の目的を達成するため付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに、町長に報告してその指示を受けること。

(2) 町長が補助金の交付事務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要な報告を求めたとき、又は現地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。

(実績報告)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 様式第6号

(2) 様式第4号の写し

(3) 交付の決定を受けた事業に応じ、別表第3の提出書類欄に定める書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出期限は、町長が別に定める日までとする。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条第1項の規定により提出された書類の審査及び完了検査を実施し、適正であると認めるときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、様式第7号により通知するものとする。

2 前項の完了検査は、提出された書面により実施するものとする。ただし、これにより難いと町長が認めるときは、必要に応じて現地調査等により実施することができる。

(補助金の交付請求)

第10条 前条第1項の規定による通知を受けた補助事業者は、様式第8号により補助金の交付を町長に請求するものとする。

2 前項の規定による請求の期限は、町長が別に定める日までとする。

3 町長は、第1項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助対象事業の内容の変更等)

第11条 補助事業者は、次に掲げる事項に変更が生じるときは、様式第9号により町長に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該変更による補助金の交付決定額の増額は、認めないものとする。

(1) 補助事業者の所在地、名称又は代表者名

(2) 補助対象経費

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、その承認の可否を決定するものとする。

3 町長は、前項の規定により承認を決定したときは様式第10号により、不承認を決定したときは様式第11号により補助事業者に通知するものとする。

4 町長は、第2項の規定により承認を行う場合において、必要に応じ第7条第2項の規定により行った通知の内容を変更し、又は新たに条件を付することができる。

(補助対象事業の廃止等)

第12条 補助事業者は、補助対象事業を廃止し、又は中止しようとするときは、様式第12号により町長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、その承認の可否を決定するものとする。

3 町長は、前項の規定により承認を決定したときは様式第13号により、不承認を決定したときは様式第14号により補助事業者に通知するものとする。

(手続代行者)

第13条 補助事業者は、第6条第1項の規定による交付申請、第8条第1項の規定による実績報告、第10条第1項の規定による交付請求、第11条第1項の規定による事業変更の承認申請及び前条第1項の規定による事業の廃止又は中止の承認申請について、補助事業者が指名する者（以下「手続代行者」という。）に対して、これらの事務手続に関する権限を委任することができる。

2 手続代行者は、誠意を持って事務手続を行うものとし、事務手続の代行を通じ、補助事業者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

3 町長は、手続代行者がこの要綱に定める手続を偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為があったと認めたときは、当該手続代行者の名称及び当該不正行為の内容を公表し、当分の間、事務手続の代行を認めないことができるものとする。

(財産の管理)

第14条 補助事業者は、補助金により取得した財産（以下「取得財産」という。）を、その耐用年数を経過するまでの間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って適正に運用しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産を毀損し、又は滅失したときは、様式第15号により町長に届け出なければならない。

(財産処分の制限)

第15条 補助事業者は、取得財産について、その耐用年数を経過するまでの間、補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、様式第16号により町長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、その承認の可否を決定するものとする。

3 町長は、前項の規定により承認を決定したときは様式第17号により、不承認を決定したときは様式第18号により補助事業者に通知するものとする。

4 町長は、取得財産の処分を承認する場合には、補助事業者に対し、取得財産に係る補助金の全部又は一部の返還を書面により請求することができる。

5 補助事業者は前項の規定による請求を受けた場合には、これに応じなければならない。

(交付の決定の取消し)

第16条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、又はこの要綱の規定に反して補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その旨を補助事業者に対し書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 町長は、前条第1項の規定による交付の決定の取消しをした者に対し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による返還命令があったときは、町長の定める期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助対象要件	補助額
省エネ診断実施事業	省エネ診断の受診に要する費用(診断委託費)。ただし、併	次のいずれにも該当すること。 (1) 診断機関(経済産業省資源エネ	診断委託費(診断委託費を補助する他の補助金等の交付を受けているとき、又は

	用住宅の場合にあっては、事業所部分に限る。	<p>ルギー庁の「令和6年度補正中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業）」で採択された省エネ支援団体の総称をいう。）又はこれに準ずると町長が認める機関が実施する省エネ診断であること。</p> <p>(2) 診断結果として脱炭素ロードマップ（脱炭素に向けて事業所において実施する取組が記載された計画書をいう。）を含む診断結果報告書等が作成されること。</p>	受ける予定があるときは、当該補助金等を差し引いた額）に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とし、5万円を上限とする。
事業所内照明LED化事業	事業所にLED照明を設置するのに要する費用（設置費）。ただし、併用住宅の場合にあっては、事業所部分に限る。	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 既存事業所への設置であること。</p> <p>(2) 使用する機材が新品であること。</p>	設置費に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とし、50万円を上限とする。

別表第2（第6条関係）

補助対象事業	提出書類
省エネ診断実施事業	申請者が法人以外の者の場合は、住民票の写し又は個人番号カードの写し

	申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書
	事業所を町内に有することを証明する書類の写し
	契約書の写し（当該契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、見積書その他の経費の内訳が確認できる書類の写しを添付すること。）
事業所内照明LED化事業	補助対象事業の実施に係る同意書（様式第3号）※1、※2
	※1 申請者と家屋の所有者が同じである場合は提出不要
	※2 同意者の署名又は記名押印が必要
	申請者が法人以外の者の場合は、住民票の写し又は個人番号カードの写し
	申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書
	事業所を町内に有することを証明する書類の写し
	契約書の写し（当該契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、見積書その他の経費の内訳が確認できる書類の写しを添付すること。）
	設置する機材の規格等が記載されたカタログ等の写し
	既存LED照明を交換する場合は、交換後の消費電力量が交換前の消費電力量を下回っていることを証明する性能証明書等の書類
	設置場所及び設置数が確認できる図面

別表第3（第8条関係）

補助対象事業	提出書類
省エネ診断実施事業	診断結果報告書等の写し
	診断委託費の支払を確認できる領収書の写し
事業所内照明LED化事業	LED照明の設置前後の状況を確認できる写真

	設置費の支払を確認できる領収書の写し
--	--------------------